

(公印・契印省略)

総 統 経 第 1 1 号
2 0 2 5 0 2 1 2 統 第 1 号
令 和 7 年 2 月 1 4 日

国土交通大臣 殿

総 務 大 臣

経 済 産 業 大 臣

経済構造実態調査への協力について（依頼）

総務省及び経済産業省では、我が国の全ての産業における企業・事業所や団体を対象とした「経済構造実態調査」を2025年6月に実施します。

「経済構造実態調査」は、全ての産業の付加価値等の構造とその変化を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス - 活動調査の実施中間年における経済構造統計を作成することを目的とする政府の重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）です。

つきましては、「経済構造実態調査」の正確な理解と調査の円滑な実施を図るため、下記の内容について、統計法第29条第2項に基づき協力を依頼いたしますので、御協力を賜りますよう、特段の御配慮をお願いします。

記

1. 貴府省等所管行政の各種関係団体等を通じて、団体等に属する企業に対して、別添「経済構造実態調査の実施について」の周知をお願いします。
なお、別紙の業界団体へは、本年3月頃に総務省及び経済産業省から公文書を発出し、調査の事前周知の一環として、広告やバナー等を用いた広報を依頼させていただく予定です。
2. 各種関係団体等から経済構造実態調査に関する問合せがあった際には、別添「経済構造実態調査の実施について」を参考に、調査の概要及び必要性について、貴府省等からも周知いただきますようお願いいたします。
3. 貴府省等所管の独立行政法人、関係団体等^(※)についても本調査の調査対象となる場合があります。当該独立行政法人等が貴府省等に対し、調査への回答の可否を相談する場合も想定されますが、その際は、調査へ回答いただくよう御連絡をお願いします。
(※) 指定管理者制度やPFI事業により貴府省等の代わりに公共施設の管理、運営、整備などを行っている民間事業所も含まれます。

以上